

令和5年度 新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン

1 基本的な感染症対策の実施

- (1) 毎朝、健康観察（検温等）は各自で行う。
- (2) 発熱や咳、喉の痛み等がある場合は、無理せず自宅で休養するよう促す。必要に応じて医療機関を受診し、医師の診察や検査の結果を参考に、その後の行動の可否を判断する。診察や検査の結果がコロナ陽性の場合は学校に連絡し、医療機関の指示に従う。この場合は出席停止とする。
- (3) 学級朝礼で健康観察をする。生徒から体調不良の申し出があった場合、養護教諭に連絡する。保健室で体調の確認をし、その後の行動の可否を養護教諭から指示を受ける。
※ 養護教員不在時はHR担任・学年職員・保健課職員が対応する。
- (4) 生徒が早退する際は担任が保護者に連絡し、帰宅方法を確認する。
- (5) 可能な限り手指消毒も継続し、こまめな手洗いで清潔な状態を保つ。
- (6) 教室の換気は日常的に行う。

2 授業等の活動

- (1) マスクの着用は個人の判断とする。ただし、特定の集団で感染拡大の可能性が高い場合、その集団での活動の際はマスクの着用を求めることがある。
- (2) 授業等の活動中、近距離・対面での大きな声の会話は控える。（登下校時も含む）
- (3) 昼休みは自分のクラスの自分の席で昼食をとる。黙食とは言わないが大声は出さない。机を向い合わせにしない。

3 欠席の取り扱い

- (1) 生徒本人が感染した場合は出席停止とする。（インフルエンザと同様）
停止期間は発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日経過するまでとする。
- (2) 濃厚接触者の待機期間がなくなるので、欠席・遅刻・早退は出席停止扱いにならない。
- (3) 原則として、医師が5類の病状（新型コロナウイルス・インフルエンザなど）と認めない場合は出席停止の対象とならない。
- (4) 新型コロナワクチン接種のための欠席・遅刻・早退は出席停止扱いとしない。（副反応も同様）
- (5) コロナウイルス感染発生時の保護者への連絡は学級閉鎖のときのみとする。（学校閉鎖も含む）

4 部活動

- (1) 活動中のマスク着用は個人の判断とする。
- (2) 発熱や咳、喉の痛み等がある場合は、無理せず自宅で休養するよう促す。必要に応じて医療機関を受診し、医師の診察や検査の結果を参考に、その後の行動の可否を判断する。
感染拡大の可能性のある場合は活動を停止する。
- (3) 飲食を伴う機会がある場合は感染リスクに配慮する。
- (4) 来校者（卒業生・保護者を含む）がある場合は顧問が責任をもって対応する。
- (5) 公式戦に参加する場合は、保護者の承諾を得た上で主催者のガイドラインに従う。